

とちぎ広域消防事務組合業務委託の最低制限価格取扱要綱

平成30年2月28日
制 定

(目的)

第1条 この要綱は、とちぎ広域消防事務組合（以下「組合」という。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により業務の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける対象業務は、競争に付する業務で民法（明治29年法律第89号）第632条で定める請負契約に該当する業務のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 債務負担行為を設定し、複数年契約を締結するもの。
- (2) 予定価格が500万円以上で通年の雇用を伴う業務のうち、施設、設備等に係る管理業務（点検業務は除く。）に該当するもの。
- (3) その他組合長が必要と認めるもの。

(業務の最低制限価格の算定方法)

第3条 業務の最低制限価格は、対象業務ごとに予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で別に定める基準に基づき算定した額とする。

(最低制限価格の記載及び取扱い)

第4条 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格決定書に記載するものとする。この場合において、最低制限価格は、入札後も含め非公開とする。

(入札参加者への通知)

第5条 この要綱により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札の公告文又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明記するものとする。

(入札の執行)

第6条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対して、施行令第167条の10第2項の規定により、当該入札をした者を落札者とし、ない旨を告げるものとする。

2 前項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 第1項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者については、再度入札に参加させないものとする。

(入札経過の報告)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を不落札と決定した旨を入札結果一覧表に記載するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告を行う業務又は指名競争入札の通知を行う業務から適用する。